



議案第百十一号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に
ついて

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年十二月二十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和四十八年拾月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 穰

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「三千元」を「四千元」に改める。

第八条第三項中「規定する休日」の下に「（職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）第三条第三項の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、町長が定める日）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後の三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の二の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。